

ID: 392

担当部署: 建設水道部 建築課 指導係

処分の概要	公益上必要な建築物の特例許可		
例規名 根拠条項	名寄市地区計画区域内建築物の制限に関する条例 第9条		
例規番号	平成19年条例第24号		
<p>【根拠条文】 (公益上必要な建築物の特例) 第9条 この条例の規定は、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの及びその敷地については、当該許可の範囲内において適用しない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日